

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那覇市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

### 特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を委託する外部業者に対し、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても、契約書への特記事項として記載している。また職員に対しても個人情報保護のための研修を実施するなど必要な措置を行っている。

## 評価実施機関名

那覇市長

## 公表日

令和5年2月28日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>那覇市(以下「本市」という。)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、本市の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、本市において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同で構築している。</p> <p>本市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者、その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪マイナポータルのお知らせ機能での通知による申請データの受領</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の委任が認められているため、機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<p>1. 既存住民基本台帳システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 庁内連携システム 4. 宛名システム(番号連携サーバー) 5. 中間サーバー 6. サービス検索・電子申請機能</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	

<p>法令上の根拠</p>	<p>1. 番号法          ・第7条(指定及び通知)          ・第16条(本人確認の措置)          ・第17条(個人番号カードの交付等)</p> <p>2. 住基法          ・第5条(住民基本台帳の備付け)          ・第6条(住民基本台帳の作成)          ・第7条(住民票の記載事項)          ・第8条(住民票の記載等)          ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)          ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例)          ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)          ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)          ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)          ・第30条の10          (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)          ・第30条の12          (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</p>
<p>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</p>	
<p>①実施の有無</p>	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;          1) 実施する          2) 実施しない          3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号に係る別表第二(特定個人情報を提供できる事項)の各項          (別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第四欄(特定個人情報)が「住民票関係情報」          で主務省令で定めるもの)          ※ ( )は「番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」(内閣府・総務省令)に規          定された項</p> <p>1(第1条第2号ハ)、2(第2条第5号ロ、第10号ハ、第11号ハ、第17号ハ、第18号)、3(第3条第6号ロ、第          11号ハ、第12号ハ)、4(第4条第2号ハ)、6(第6条第3号、第7号ロ、第8号ロ、第16号)、8(第7条第1号          ロ、第2号ハ、第3号ハ、第4号ロ、第5号ロ)、9(第8条第1号ホ、第2号ホ、第4号)、11(第10条第1号ハ、          第3号ハ、第4号ハ)、16(第12条第1号ハ、第2号ロ、第4号ハ、第6号ロ、第8号ハ)、18(第13条第1号          ロ、第2号二)、20(第14条第1号ハ、第2号ハ、第3号二)、23(第16条第2号)、27(第20条第9号ロ)、3          1(第22条第1号二)、34(第22条の3第4号ロ、第5号ロ、第6号)、35(第22条の4第1項第1号、第2号          二、第2項第1号、第2号ホ、第3項第1号、第2号ホ、第4項第1号、第2号ホ)、37(第23条第3号)、38(第          24条第3号)、39(第24条の2第4号ロ、第8号ハ、第9号ハ、第10号)、40(第24条の3第2号)、42(第25          条第8号二、第9号、第10号)、48(第26条の3第1号ロ、第3号ロ)、53(第27条第1号イ、第2号イ、第3号          二)、54(第28条第1号ホ)、57(第31条第1号ホ、第2号二、第5号ホ)、58(第31条の2第5号ロ、第9号          ハ、第10号ハ、第11号)、59(第31条の3第2号)、61(第32条第1号ハ、第2号ハ)、62(第33条第5号)、          66(第37条第1号ロ、第2号イ)、67(第38条第1号ロ)、70(第39条第4号)、74(第40条第1号ロ第2号          3号ロ)、77(第41条第1号、第2号)、80(第43条第1号ロ、第5号ハ)、84(第43条の3第2号)、85の2          (第43条の4第1号二)、91(第44条の2第2号)、92(第45条第2号)、94(第47条第1項第2号二、第3号          二、第4号二、第5号二、第6号二、第7号二、第8号二、第9号二、第10号二、第11号二、第12号二、第13号          二、第14号二、第15号二、第16号二、第17号ハ、第18号二、第19号二、第22号二、第23号二)、96(第48          条)、97(第49条第1号ロ、第3号ロ)、101(第49条の2第2号)、102(第50条第1号、第2号ロ、第3号          ロ、第4号ロ、第5号ロ)、103(第51条第2号、第3号、第4号ロ、第5号、第6号、第8号、第9号、第10号、          第11号、第12号)、106(第53条第2号へ、第3号ホ、第5号ハ)、108(第55条第1号ハ、第6号ロ、第7号          ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ)、111(第56条)、112(第57条)、113(第58条第1号ロ、第2号ロ)、          114(第59条第2号)、116(第59条の2第1号ハ)、117(第59条の2の2第2号)、120(第59条の3第1          号ホ、第2号ホ、第4号)          第59条の3第1号二、第2号二、第4号</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)          :なし          (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>市民文化部 ハイサイ市民課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>参事兼課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

那覇市役所 総務部 法制契約課 市政情報センター  
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号  
電話:098-869-8191

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

那覇市役所 市民文化部 ハイサイ市民課  
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号  
電話:098-862-3274

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 30万人以上 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び全項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

